

12番、三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) 私からの質問は大きく2点であります。  
副町長をはじめ教育委員会に対して質問をいたします。

今回の2日間にわたる一般質問では、教育委員会、あるいは新しくご就任をされた教育長に対する質問が、かなり多くなっておりますが、どうかご祝儀と申って、お受け取りをいただきたいと思っております。

まず最初に、笹尾西小学校のプール改修問題について、お伺いをいたします。

これは改修といいましても、ほとんど新築と言っていいほど、まるっきり古いものを壊して、そして新しいものをつくりかえたということでもあります。そして、その施工総費用が1億1,000万円余りということでございます。

昨年、7社が入札をしたわけでありまして、1億400万円、先ほど言ったのは消費税を入れての額でありますけれども、その額で、今回施工した業者が落札をしております。そして、この施工した業者の身内と言われる会社が2番目であります。

このことはいいとしましても、この業者、本会議場で請負契約の締結の際、同僚議員からかなり厳しい意見が出されておりました。5,000万円以上の請負はしたことがない。そして四日市の事務所まで調べにいったが、ほとんど実態はないに等しい。このような業者を東員町が扱っていいのか。そのような意見が、かなり厳しく出ておったわけであります。

そんな中で、私たちには行政が提示してきた、この業者を信頼するほかなく、賛成多数で今回施工した業者が落札をしたわけであります。

昨年9月9日から本年3月30日までという、厳しい半年足らずのその状態の中で施工したわけでありまして、この事業には設計、そして設計に伴う設備の設計ということがあります。そして、この設計は管理も委託をされておりますので、管理をしておるわけでありまして、なかなか今回落札をして施工を請け負った業者が、いつもいるわけではなくて、まるっきりの丸投げということでもあります。もう一つ心配をされたのは、これは工法的には建築の分野ではないか、だから土木の業者でいいのかという心配も当初あったわけでございます。

そんな中で、今回請け負った業者が丸投げ状態で下請けに任せただけですね。そして設計監理を委託された業者がいろいろと指摘をしても、なかなかスムーズに聞き入れてはもらえなかった、というよりも、うまく話が伝わらなかったというのが現状ではないかと思っております。

そして、プールに付随する建築部分もあるわけですが、その途中で随意契約で、駐車場もたしか整備をされていると思っております。その時に、検査は既に済んでおりますので、当然何事もなくうまくいったということで、みんなが受け取っておったわけでありまして、5月20日にトイレのパイプが詰まったということで、従来ある校舎のパイプが詰まったとい

うことで調べたところが、図面にあるところにマンホールのふたがないということで、これを掘って調べました。ところが、今までよくもったなと思われるぐらい、柵の中に土砂がかなり入り込んでおりました、それが原因で今回詰まったわけでありますけども、そんな時、いろいろ考えられるのは、今回起きたものなのか、それとも以前からこういう状態にあって、どうにか水が流れておって、駐車場を整備したことによって詰まってしまったのかということであります。

そこで、ここはまた別な業者の水道屋さんに修理をお願いして事なきを得たわけですが、その時に、プールに付随するところからの下水の管が本管に直接接続されているということがわかりました。これは本来、パイプを接続するときには、必ず柵をつくって、そしてそこで確認をしたり、または詰まったときに、そこで処理ができるようにという目的のものであります。そこに柵がなく、直接つないであるということが、これでわかりました。

ここで、担当する業者に指摘をしまして、発覚したのが5月20日ですから、5月22日に業者との話し合いで、翌日には、もうきちんと図面どおり施工をやり直しますという話ができておりました。ところが翌23日には、話が変わっていたという事実がありました。22日の夕方までは、金曜日の夕方までは、町当局もきちんとやってもらえるものと信じておったわけでありますけども、その翌日になったら、実はもうやらなくなったということであります。

そして、これは月曜日に立ち会いを行うから、その時にきちんとお話をするというので話が進んでいったということでありますけども、非常に不可解であります。なぜ22日にはきちんとやるというふうに、もちろん、やるのは当たり前ですけども、図面どおりにやれば、そこに柵があるわけですから、それが一夜にしてなぜ覆ったのか、まずこのことについてお答えをいただきたいと思えます。

もう少し整理をして話をします。このように一夜にして業者の言い分が変わってしまった、この原因はまず何かということですね。これがまず事実とすると、当然、図面どおりにやらなかったわけですから、指摘したにもかかわらず話を覆したわけですから、このような業者がこのままでいいのか。ペナルティーとか指名停止ですね、このような形で考えておられるのか、町の対応をお伺いしたいと思えます。これで答えやすくなりましたね。

議長(山口 一成君) 安藤修平副町長。

副町長(安藤 修平君) ただいま三宅議員からいただきました笹尾西小学校のプール改修に関しまして、お答えをさせていただきます。

質問の要旨といたしますか、今お聞かせいただきますと、設計図と違った施工がされているということでございますけども、それと、そういう場合のペナルティー等についてのご質問でございますが、まず今回の経緯から申し上げますと、ご質問の中にもありましたように、5月20日に、笹尾西小学校から、トイレの排水が詰まるので見てほしいという連絡が

入り、担当課職員、教育委員会が確認にまいりました。学校内でございますので、早急に原因を確認する必要があるということと、他の排水に影響を及ぼさないか、そういうことも考えられますので、指定公認業者に詰まりの原因調査を行っていただいたところ、下水道の詰まっている箇所が判明をいたしました。直ちに現況復旧することといたしました。

どんな状況でどうかというところは、余り私のはっきりとはつかんでないのですが、どうもマンホールの柵の中といいますか、柵のふたも壊れていたのかどうかわかりませんけども、詰まり物があったということを知っております。その調査をするについて、ほかのところからも何カ所か水を流して原因を追求したようでございまして、今回完成したプールの汚水排水管の接続が1カ所、設計図と相違していることが判明し、プール施工業者の責任者を呼び、現場確認をしております。

汚水排水管の接続変更につきましては、設計業者、施工業者との現場対応で変更されておりました。当初の設計図とは異なる配管がされていることが判明いたしております。こういった工事につきましては、現場の状況によりまして、そういうことも多々生じてくるわけでございますけども、現場によって変更せざるを得ないというような部分も出てまいります。

今回の変更におきましても、そういうことがあったのかどうかというところは、ちょっと私もわかりかねるところでございますけども、工事監督員、設計監理委託業者、施工業者間での協議が行われて対応をされているものと考えております。

ただ、完成時には、変更された竣工図というのを出されるわけですが、その変更がされていなかったというところから、どうも完成検査時も変更箇所というのは発見することができなかったんじゃないかと考えております。

工事の施工監理につきましては、監理業務を受託いただいた業者が責任を持って行うべきことであり、施工業者は全力を持って工事を完成させる責務があるところでございます。

今回の事故と申しますか、それについての町としてのペナルティーはどう考えているかということでございますけども、基本的にはこういった事故があった場合は、ひっくるめて事故と言っているのですけれども、事故発生報告書というのが指名審査会の方に出てまいります。それをもって審査会で審査をさせていただき、東員町建設工事等指名停止処置要領に基づく条項に該当するというようなことでございましたら、それぞれそれに基づいた対応をさせていただくことになるかと考えております。

ほかに、質問の中で一夜にして云々というのがございましたけども、私が報告を受けておりますのは、責任をもって改修すると、現況復旧をやりますということ、設計業者と施工業者から聞いておまして、それ以外のことは承知していないところでございます。ご理解を賜りたいと思います。

議長(山口 一成君) 近藤洋教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(近藤 洋君) ただいまの三宅議員のご質問でございますけれど、笹尾西小学校のプール改修工事につきまして、今回の污水排水の修繕関係におきましては、先ほど、副町長の方から答弁がございましたとおりでございます。

ただ、ただいま議員からご指摘をいただきました一部の箇所については、図面どおりにやり直す約束があったにもかかわらず翻った理由は何かという、その点のご質問でございますけれど、プールの附属棟の污水管と既設管との合流点にも柵の設置が必要ということでございますが、設置されていない状況でございましたので、業者の方に確認をさせていただき、今後の対応ということで、既設管に合流している場所に柵をつけることと、竣工図の修正等を行う方向で検討を進めてまいりました。

しかし、その場所が学校敷地内ということで、児童の安全面とか施工方法、それから維持管理面において適切であることや、下水道法等に基づいていることを条件に、柵の設置をしない方向で確認をしたわけでございます。

それから後刻、柵の設置関係につきまして、施行規則を確認いたしましたところ、設置すべきであるという判断をいたしましたので、そのように指導することとしたわけでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) お答えをいただきましたけども、教育委員会事務局長、もう少し正直に答えていただければ、深く追求するつもりはありませんでしたけども、一夜にして覆った理由というのが抜けておりませんか。この理由は明確なはずですよ。もう一度、お答えをいただきたいと思います。

議長(山口 一成君) 近藤洋教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(近藤 洋君) 先ほど三宅議員の方へお答えをさせていただいたとおりでございます。ただ、今回の質問の中で、ある議員の中で工事現場を一回見せていただきたい、説明いただきたいということも若干ございましたので、設計監理業者、施工業者も同席をいただきまして、現場説明と現場確認を行ったわけでございます。そういった中で、先ほどご答弁をさせていただいたとおりでございますが、最後に東員町の施行規則、そういったところの規定から申し上げますと、柵を設置するというところでございますので、そのように対応をさせていただいたというのが現状でございます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 三宅耕三議員。

12番(三宅 耕三君) 問題が表に出たからするようになったというような答えに聞こえるわけですけども、22日の段階では、非を認めて、きちんと図面どおりにやり直しますというのが、今ある議員が口を利いたことによって、それが立ち会いに変わったということとあります。その議員というのは、東員町の議会議員ですか。お答えいただきたいと思えます。

議長(山口 一成君) 近藤洋教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(近藤 洋君) お答えをさせていただきます。

三宅議員のおっしゃるとおりでございます。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) 今、この中にいる東員町の議会議員が大きくかかわったという答弁をされました。もう少し最初からきちんとお答えをいただければ、深く追求するつもりはなかったということを言いましたけども、議員がかかわって、本来図面どおりにやらなければいけないものがやらなくなったという、この現状が起きたわけですね。議員たるものは、町民の立場に立って、または町当局に負担をかけない、住民の税金をむだづかいしないという、そういう大儀があるわけですけども、業者側に立って、要は図面どおりに施工しないという、一時的にせよ、そういう状態が起きたということは、けしからんと思います。今後二度とこういうことが起きないように望みます。

そして、下水が詰まったということで、設計監理会社が請け負った業者に対して指摘をしました。先ほど、今回のものが、古いものかわからないという教育委員会の見解もありましたけども、これを指摘したところが、これは局長、きちんと教えてくださいよ。その業者は45万円罰金を払って片がついている、このように言って、もう済んだ話だというような言い方をしましたということで聞いております。そして、その時には自分はいなかったと、請負業者の監督はいなかったということです。自分が掘ったわけではないから知らないということを言っているわけでありまして、この事実はありますか。お答えください。

議長(山口 一成君) 近藤洋教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長(近藤 洋君) お答えをさせていただきます。

ただいまの三宅議員の45万円を払って片がついたというご質問でございますけれど、教育委員会といたしまして、私といたしまして、その事実は存じ上げておりません。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) この件に関しましては、設計業者に確認をして、後刻また報告をいただきたいと思います。そして、いろいろと入札の段階から不透明というか、不可解なことが起きて、落札という結果になったわけですが、通常、設計会社が決まると、その設計会社に対して、どんな業者がこの工事はふさわしいであろうかということ、発注者からよく質問があるそうです。というか、相談があるそうです。これはきちんと相談をするようにということで明文化をされているということですが、今回それが一つもなかった。

設計屋の助言としては、今回は土木よりも建設がふさわしいのではないですかというのは、アドバイスとして、してはあった。そしてまた、内容についてはFRPという、いわゆる樹脂の方法でということで、どうも町当局からは言われてあったそうです。設計の段階では、最初からメーカーを限定されるような、そういう施工というのはよろしくない、あらゆる可能性を持って、ステンレスとか、またステンレスも塗装とか、こういうFRPとか、いろんな可能性を持ってやった方が幅広く入札もできるし、いろんな施工方法があるということで、今回ステンレスというふうになったということを聞いております。

今回いろいろなことがありまして、既に町当局の検査は終わっておりますけれども、町当局の検査といたって、所詮、専門家ではないと思います。設計会社が立ち会ったかどうか、それはわかりませんが、これからいろいろな公共工事が出てくるとは思いますけれども、公共工事に対する職員というのは、全く専門家というのはいないわけですので、あらゆる分野について、監理の区分を明確化してはどうかと思うんですね。監理の明確化というのは、県をはじめ、他の市町村でも、もう実施しているところがたくさんあるということですので、設計業者が積算した約80%を最低価格として、そして入札に臨むとか、いろいろな方法が考えられると思うんですが、そのことについて監理の区分、明確化ということについて、副町長にお答えをいただきたいと思います。

議長(山口 一成君) 安藤修平副町長。

副町長(安藤 修平君) お答えをいたします。

設計監理の明確化ということでございますけども、ちょっと理解しづらい部分があるんですが、専門的にやらせるところということでしょうか。基本的にはというか、一級建築士等々が必要になってくるわけですけども、そこまでのことを考えてといたしますか、そういう体制をとっていないことから、設計会社に設計と監理の委託をしておるわけでございますけども。検査につきましては、だれとだれということでは検査員の指定はしております。ほかに、なかなか専門的に年中設計をさせるというのも、仕事自体もそれだけのものがあるかどうかという部分もございまして、建築なら建築を勉強しないとだめでしょうし、土木なら土木を勉強しないといけないという部分もございまして、その辺から専門家といたしますか、設計の専門のところへ委託をしておるのが、ご承知のように現状でございます。

では、もっと民間ではなくて、公共的な団体もございまして、三重県建設技術センターというのがございまして、そういうところを選択するというのも一つの方法でございますけれども、設計を委託するにつきましても競争入札にかけておまして、価格もある程度は競争していただきたい。ある程度というと語弊がありますが、設計自体は頭脳を買うわけですけども、価格も競争していただきたいということで入札制度をとらせていただいております。

もう一つ申し上げますと、検査でございますけども、これも三重県建設技術センターというところが、ぼつぼつと検査事務につきましても請け負わせていただきますというか、受託しますという方向も出ておりますので、その辺も考えていく必要があるかなというのは、今考えておりますけども。町の職員ですべて対応という部分は、なかなか難しいところでございまして、それぞれ専門のところに委託をしていくのが、現在のところはベターかなと考えておりますが。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) 以前、木曾岬町の学校のプールを建設するというお話が出た時に、ある設計屋さんに、施工業者の一つが80万円で設計入札をしてくれないだろうかという申し入れがあったそうです。80万円でできるはずがないということで答えたところが、いや、必ず後からバックが来るから、というようなことだそうです。

どういふことかといいますと、メーカーを特定したようなことで決めてしまうと、メーカーが図面を書いてくるということなんです。ですから、工事に合った設計なのか、それが正しいのかというのを第三者機関で見ってもらうシステムはとれないかということ、先ほど申し上げたわけですね。ですから、設計価格も安ければいいというものではなくて、その辺、本当に正しいかどうかという見極める能力が、残念ながら我々にはありませんので、その辺

を専門知識を持った方をお願いをしたいという意味でお尋ねをしたところです。一遍、お考えをいただきたいと思います。

次にいきます。

今、議員の口利きによることで、施工業者の方針が一時的にしる、変わったということを知りました。議員というのは、昔何をしていたかなど問題ではありません。今現在、議員として東員町のために何ができるかということだと思えます。

そんな中、2番目の通告ですけれども、議員の口利きによる情報の開示をとということで通告をしてあります。全国的に余りこういう調査をしたというのがないということでもありますけれども、1つだけ、そういう調査をして、資料にしたというのが見つかりました。

まず、調査の目的と、その方法ですけれども、議員活動の1つに議員が住民などから要望を受けて、行政に対して要望、提言、働きかけを行うことがある。この議員活動は、一面、口利きと言われる不正、違法な問題となる場合もあるということですね。そのために、自治体によっては議員からの要望などがあった場合には、要望者の氏名、要望内容、行政の対応などを記録する基準を定めているところもあります。

これまでこのような制度の状況や要望、働きかけの記録状況なりについては、全国的に余り調査をしたものがないというのが現状であります。これは制度の有無、記録の有無、内容について、各地のオンブズマンによる公開請求と都道府県政令指定都市によるアンケート調査により状況を把握することにしたということで、その資料であります。

制度の制定状況でございますが、都道府県政令指定都市では議員の口利きを念頭に、記録制度を制定しているのは12自治体あります。そのほか、一部の自治体では、議員の口利きを念頭に置いたものではないが、公聴事案、取り扱い要領、文書取り扱い規則などによって、議員からの要望について記録が行われております。

そして記録対象については、議員に限定して記録対象とする制度と、一般住民も含んだ特定の者を対象とするものがあります。議員だけが悪者に、今聞こえている場合もありますけれども、住民の中にも、役場へ来て大きな声を出せば何とかなるやろうということで、1時間も2時間も粘って職員の職務の執行を妨げているということもよく聞きます。こういうことも、どんどん公表していただいて、当然、氏名まで公表するのが当たり前だと思いますけれども、こういうことが行われているということでもあります。

それから記録の有無と公開状況でございますけれども、今回49自治体において、議員からの要望等について記録が存在し、公開をされました。そして記録制度が存在しない自治



体においても、かなり多くの自治体が記録を行っていることは予想外であったという答えであります。全然示さないところもありましたけども、中には段ボール1箱も提供してくれたという自治体もあるということでもあります。

次に、議員名の公開でございますが、公開記録を分析する中で驚いたのは、議員名を非公開としている自治体が数多くあったということも記載されております。非公開の理由については、個人情報とかいうことを理由にしておりますけども、議員については写真、名前、学歴、すべて公表して出てきているわけですから、議員について個人情報とかいうのは存在しないに近いのではないかというふうに思われますので、この辺をよくお考えをいただきたいと思います。

多くは住民からの要望、要求について、行政の対応をまとめる内容で、公務としての議員活動に関する記録と判断され、議員名を公表している自治体も、そのような判断をしたものであるということでもあります。これを非公開とする自治体の判断については大きな問題があるということも付け加えております。

記録の内容ですけども、記録されている議員からの要望内容については、住民要望型、例えば道路の補修、草刈りまたは河川改修、隣近所のトラブル、これをどぶ板議員と言うというようなこともカッコ書きで書いてあります。また、中には入札要望型、公共工事について、地元業者の参入を求めるもの、または指名停止処分について寛大な配慮を求めるものなど、団体要望型、特定企業について配慮を求めるものなど、資料要望型、またいろいろあるということもございます。多くは資料要求など、議会での質問についての準備と思われるものが、かなりウエイトを占めるということもございます。

以上の分類によると、多くの要望は住民要望型であった。隣近所の細々とした問題について、議員が行政に対する窓口となっていることがわかって、はなはだ興味深いのが、一方、こんな細々としたことが議員の仕事なのかと、疑問もわく内容であるということもございます。

いわゆる口利きの関係では、件数は少ないものの、入札要望型と分類したものは危ない要望と思われるものであったということでもあります。先ほどの問題に関連して、今回の議員の口利きについて、もしある場合、またあった場合には、きちんと公表をするようにという私からの提案ですけども、非常にこの質問というのは、我々の議員活動を狭めてしまうという、そういうリスクも兼ね備えておりますので、議員諸兄の中には、何でそんなことを言うんやと言われる方が恐らくおみえになると思います。だけど余り行き過ぎた議員からの口利きが今回目立ったものですから、教育委員会はまた口が固いものですから、絶対

にだれということと言わないのですね。その辺がいいのか悪いのかわかりませんが、今後の問題として、このことについてお答えをいただきたいと思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) 三宅議員の情報公開、情報開示についてのご質問にお答えをいたします。

最近の地方分権への気運の高まりによって、私ども地方自治体の役割は、今まで以上に大きくなってきております。職員が、議員に限らず、各種団体等町民の方々から幅広く、さまざまな政策提言やご意見、ご要望をいただくことは、パートナーシップによる町政の運営を図っていく上でも大切なことと考えております。

しかしながら、近年全国で行政に対する不正、不当な要求や介入の事件が続発しており、組織的な対応の必要性が高まってきております。そこでいわゆる「口利き」に対応する制度を導入する自治体がふえてきており、皆さんご承知のように、県下では、三重県、伊賀市が要綱等を定めて運用をされております。

三重県の内容は、一定の公職にある方から職員に対して要望等があった場合に、その内容の記録を公文書として情報公開の開示請求の対象とするものでございます。また、伊賀市では「伊賀市議会基本条例」第9条で、議員と執行機関との関係において、市長等は、議員が行う口頭による要請に対しましても、「職員に対する働きかけに関する取扱要綱」を遵守して、内容等を記録した公文書を作成し、両者の関係の透明性を図るものとされております。

このように各自治体は、行政と議会の良好な関係を保持しながら、行政運営の公平性・透明性を高め、住民の信頼確保に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、職員一人一人が自覚と責任をもって職務に当たることが肝要であると考えますので、議会の皆様のご理解を得ながら制度構築を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

以上です。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) お答えをいただきました。

全国にはたくさん公開に踏み切っているところもありますけども、三重県がよく取り上げられるわけですけども、決して三重県が進んでいるわけではないのですね。そういう記録をしたり、公開をしたりということについては、積極的に行っているようでもありますけども、まだ基準を設けているというのは、全国に約10ぐらいのところであります。三重県はその中には入っておりません。そういうこともありまして、これをやる以上は、我々議会も、議員一人一人が襟を正して、議員の倫理規定をきちんと作成するように、これからまた、議長を通して議運の方に働きかけをしていただいて、そしてまた全協に諮って、きちんとしたものをつくり上げるということでございます。

今後こういう問題が起きないためにも、きちんと名前を公開し、きちんとした基準を設けるということをしていただきたいのですが、その決意のほどをお伺いしたいと思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えをさせていただきます。

基本的には、口利き等の要項と申しますか、いろいろの取り決め等につきましては、行政が先行して私どもでつくるということは考えておりません。議会の皆さんと共々ということであれば、私どもも大いに勉強をさせていただきます。

以上でございます。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) 町長のそういう煮え切らない態度が、私どうも余り好ましくないと思っているんですけども。やはり私たちも頑張りますと、議会にも相談にいきますというのはいいですけども、私たちでやるというのはという、そういうね、あなたは行政のトップなわけですから、行政は行政できちんとしますと、議員に対しても毅然としますという、そういう強い決意が欲しいですね。その辺、もう一度、お答えをいただきたいと思います。

議長(山口 一成君) 佐藤均町長。

町長(佐藤 均君) お答えさせていただきます。

私どもとしては、非常にありがたいというんですか、というのは十分承知をしておりますけど、いろいろ要望と、俗に言う口利きの境というのは非常に難しい。私はいろいろな場面で議員の皆さんに要望をいただいて、東員町の新しいまちづくりにいろいろご提言をいただくのは、いただきたいわけなんですね。だから、その辺は非常に限界というんですか、

境界が難しいところもございますので、その辺は本来的には私はもう倫理の問題ということとっておりますので、議員さんで議員の倫理というんですか、その辺をきちっとしていただいて、それを私どもも一生懸命勉強させていただいて対応していきたいと思っておりますので、ぜひその辺はご理解をいただきたいと思っております。

議長(山口 一成君) 三宅耕三君。

12番(三宅 耕三君) 先ほど、議会はきちんと議長を通してみんなに倫理規定をつくるようにということと言ったじゃないですか。町当局はどうですかという話をしているのに、議会がどうのこうのとか、私どもでどうのこうのとかいう、そういうのがズルズルと行ってしまふ原因になるのですね。議会は議員として当然住民の要望を町政に反映するという大きな義務と責任があります。それと口利きとは、また本質が違いますので、その辺について、そこまでおわかりであれば、行政側でこういう案をつくったけどもどうですかという相談をすればいいんですよ。議会がとか、人の顔色を伺っているようなことばかりで、ちっとも進まないというのが、じれったいんですね。もう少しあなたは社長なわけですから、社員に指示をすればみんな考えますよ。それをお願いしているわけです。どうぞよろしく願いいたします。

質問を終わります。